

株式会社 野村総合研究所

児童虐待については、児童相談所への虐待相談対応件数が一貫して増加しているほか、痛ましい事件も後を絶たない深刻な状況となっている。

このような状況を踏まえ、児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童の自立支援を強化していくことが必要と考えられるが、対応に当たって必要となる情報を速やかに把握することや、関係機関間における情報共有を徹底し、適切な支援につなげていくことが重要である。このような状況に鑑み、政府は「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、「要保護児童対策地域協議会等における関係機関間のより効率的な情報共有を進めるため、ICTを活用したシステム整備を促進する」ことを閣議決定した。国が積極的に情報連携の仕組みを構築し、児童虐待の予防を加速するための手立てを講じようとしている。

このような状況から、本調査研究では、ICTを活用し、市町村及び児童相談所（都道府県）において、より効率的に支援の対象となる要保護児童等の情報を共有する仕組みの構築を検討することとし、児童虐待防止対策の強化を図るための調査研究を試みた。

本調査研究では、平成30年度に実施した先行研究を踏まえ、要保護児童等に関する情報共有についてモデル的なシステムの検討を重ねた。

また、全国を対象とした要保護児童等の情報共有システムの構築に向けて、まずは要保護児童等の情報管理の実態を把握するために、簡易的なアンケート調査を実施し、情報管理実態のほか、どのような書式に基づいて情報管理がなされているのかを調査した。

あわせて、当該システムに求められる機能要件に鑑み、要配慮個人情報を取扱うシステムの在り方についても調査するとともに、データ入力の方式、サーバーの設置方法や、情報開示の範囲、Primary Keyの整備方法などの案を検討した。

調査の結果ならびに構想したシステム案については、その妥当性・実行性の確認を目的として児童福祉に係る有識者、一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会等の業界団体およびユーザーとして想定される自治体担当者への確認ならびに意見収集を実施すべく、有識者ヒアリングを設置し、システムの構築に関する論点について諮問した。具体的には、①本システムの構築イメージ、②Primary Keyの設定方法、③システム上で連携すべき項目、④個人情報保護・セキュリティ設定、⑤具体的なシステムの機能要件の5つの論点を諮った。

本調査研究では、有識者ヒアリングを通じ、要配慮個人情報など取り扱われる情報の秘匿性の高さ、ならびに情報を登録・参照する関係者が自治体・児童相談所等の関係機関に限定されることから、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークであるLGWANを活用することとし、LGWAN-ASPで整備されるべきということを確認した。あわせて、システムの目的、業務要件、機能要件などについても確認を得るとともに、全国の市区町村を対象とした意見招請を実施し、必要なシステム要件の洗い出しを密に実施した。

最終的に、本調査研究においては、都道府県間における要保護児童等の情報共有システムに係る仕様書案、要件定義書案、ガイドラインを作成し、厚生労働省に報告した。